

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月

私は、昭和54年8月に国民年金に加入してから現在まで国民年金保険料はすべて納付しており、未納はないはずであるが、ねんきん特別便では、申立期間の1か月間が未納となっている。

申立期間は、私が夫婦二人分の国民年金保険料をA銀行で納付したが、夫の分は納付済みとなっているのに、私の分だけが未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月間と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録では、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の申立期間の納付記録は、納付済みとなっている上、申立期間前後の期間について、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付年月日が一致していることが確認できることから、「私が、申立期間の夫婦二人の国民年金保険料を納付した。」とする申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人及びその夫の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から昭和53年9月まで

私は、A市役所から国民年金への加入催促と、さかのぼって国民年金を納めるよう請求のはがきが届いたので、昭和53年9月ごろ、直接市役所に出向き2万円か3万円くらいを現金で支払った。

窓口では、若い職員から私の誕生月が\*月なので、「本来は\*月から納めることになっているので、51年\*月分から納めませんか。」と問われたが、金額も大きくなり、4月からがキリがいいので、「4月分からまとめて納付します。」と返事し、51年4月分からまとめて納付した。

帰り際、「やはり、\*月から納付した方がよかったかな。」と思いながら帰宅したことを覚えている。

しかし、社会保険事務所(当時)の納付記録では、申立期間が未納となっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料に対する納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人が保険料を納付したとする昭和53年9月は、第3回の国民年金特例納付実施期間であり、A市では、広報誌において市民に特例納付を勧奨していた時期であったことがうかがえるものの、仮に申立期間のすべての保険料を納付した場合、現年度納付、過年度納付及び特例納付となり、納付の際は、3枚のそれぞれの納付書で合わせて6万7,380円を納付することとなる。申立人は、「納付書は1枚であったと思う。」、「4月分から納付した。」、「納付金額は2万円か3万円くらいであった。」と述べていることを踏まえると、現年度納付である53年4月から同年9月まで

の国民年金保険料を市役所で納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間については、特例納付及び過年度納付のそれぞれの納付書が交付されることとなるが、前述のとおり、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、現年度納付分と当該期間を合わせて納付した場合の実際の保険料額とは相違している上、「納付書は 1 枚であったと思う。」と述べていることなど、当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年10月30日）及び資格取得日（昭和27年2月9日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月30日から27年2月9日まで

私は、中学校卒業後、B県C市に所在したA社に就職し、昭和26年4月5日から30年3月19日までの期間において、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、昭和26年4月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月30日に資格を喪失後、27年2月9日に再度資格を取得しており、26年10月30日から27年2月9日までの申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚は、「申立人は、申立期間中もA社に勤務し、業務内容や勤務形態に変更は無かった。」と供述している。

また、別の同僚は、「A社関連の職種は、昭和26年から28年ごろまでの期間は景気が良い時期であった。申立期間は、忙しい時期であったことから、会社の都合などの理由で勤務を中断するようなことはなかったと思う。」と供述

している。

さらに、別の同僚は、「私は、D県から申立人と一緒に入社した同僚の一人で、昭和30年3月19日に退職し申立人と一緒に帰郷した。申立期間は、勤務の異動も無く継続して一緒に業務に従事していた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和26年4月5日から30年3月20日までの期間において継続していることが確認できるとともに、申立人と資格取得日が同日又は前後する他の複数の同僚について厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和26年9月及び27年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は平成13年3月には厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主等とも連絡不能であることから詳細は不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得届を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和26年10月から27年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたA社は、当時、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、47年2月から同年12月までの期間は3万6,000円、48年1月から同年4月までの期間は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から48年5月21日まで

私は、昭和46年3月20日から48年5月20日までの期間、A社に勤務していたが、ねんきん特別便において、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間と記録されていないことに気づき、社会保険事務所(当時)に確認したところ、当該事業所は、47年2月29日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが分かった。

しかし、私が保管する給料支払明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している昭和47年2月及び同年4月から48年5月までの期間の給料支払明細書は、元同僚から提出されたものと書式及び記載方法等が一致しており、申立期間当時、申立事業所において発行されたものと認められるとともに、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において、申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

一方、申立事業所は、「申立人の提出した給料支払明細書は、当社の発行したものではない。」と主張しているが、その根拠として申立事業所から提出された資料からは、当該主張を裏付けるものは見当たらない。

また、社会保険事務所の記録では、申立事業所は、昭和 41 年 11 月 16 日付けで申立期間当時の厚生年金保険法第 6 条第 2 項の規定により任意適用事業所となっていることが確認でき、47 年 2 月 29 日付けで、移転による社会保険事務所の管轄の変更を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、49 年 3 月 8 日付けで再度、任意適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないが、申立期間当時、移転のため管轄社会保険事務所が変わる場合には、一旦適用事業所でなくする手続きを取り、移転先の管轄社会保険事務所において新規適用の手続きをとる必要があったところ、申立事業所は、移転先における新規適用の届出を遅延していたものと考えられる。

さらに、申立期間当時の厚生年金保険法第 8 条第 2 項において、任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、被保険者の 4 分の 3 以上の同意を得て都道府県知事の認可を受けなければならないと規定しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和 47 年 2 月 29 日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる同僚 44 人のうち、連絡先が確認できた 35 人に照会したところ、26 人から回答が得られ、そのうち 25 人が、「会社が社会保険の適用でなくなることについて、説明を受けていない又は覚えはない。」としていることからすれば、上記の被保険者の同意が無かったものと推認できる上、社会保険事務所の記録からも、当該同意があった事実は確認できず、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことからみても、当該事業所は、事業所移転時において、厚生年金保険の適用事業所でなくする意思は無かったものと考えられる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、前述の同僚 44 人のうち 13 人が、申立事業所が再度任意適用事業所となった昭和 49 年 3 月 8 日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、当該 13 人のうち、回答が得られた 9 人は、「申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していない期間も含めて、当該事業所に継続して勤務していた。」としている。

以上のことから、申立期間は、当該事業所が、適用事業所ではなくなった昭和 47 年 2 月 29 日以降の期間であるものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生年金保険法第 8 条第 2 項の趣旨に加え、当該期間においても、当該事業所は、上記同僚の供述のとおり事業活動を継続していたことか

ら判断すると、当該期間に申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすべきものと考えられる。

このため、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であり、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和47年2月及び同年4月から48年5月までの期間の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、47年2月から同年12月までの期間は3万6,000円、48年1月から同年4月までの期間は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、申立期間において適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から48年4月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和47年当時、A市に居住して国民年金手帳の交付を受けている。47年4月から48年3月までの国民年金保険料納付の記憶は定かでは無いが、48年4月から51年3月までは保険料を納付しているのので、申立期間が未納であることは考え難い。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市に昭和47年から居住し、国民年金手帳の交付を受けた。48年4月から51年3月までは納付しているのので、47年度が未納であるはずがない。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年1月5日にA市で払い出されていることが確認でき、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の作成日が48年2月25日とされていることから、申立人がA市において、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間のほぼ1年分をさかのぼって一括して納付しなければならないこととなるが、申立人は、「国民年金保険料の納付金額、納付場所及び納付方法について全く記憶していない。」と述べており、申立期間の納付状況等が不明である。

また、特殊台帳では、申立期間である昭和47年度の「照合」欄に、申立人が当時所持していた国民年金手帳の同年度の検認台紙において申立期間の保険料が未納であったことを示す照合印が50年6月に押されていることが確認でき、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる記録は見当たらないことから、その時点において申立期間の国民年金保険料は未納のままであったものと考えられ、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

さらに、申立人が申立期間当時居住していたA市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿、及び申立期間直後の48年4月4日に転居したB町が保管する国民年金被保険者名簿でも、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮崎厚生年金 事案 466 (事案 373 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月から36年3月まで

私は、A氏の所有するB船舶に乗船していた。社会保険事務所(当時)の記録によると、船員保険被保険者資格の喪失日が昭和28年8月24日とされているが、その後も継続して当該船舶で勤務していた。

我々の職種は、乗船が終わった後も整備等で忙しかったので、他の乗務員のように雇い止めになることはなかった。

当時の船員手帳は紛失してしまったが、船員保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

今回、紛失したと思っていた船員手帳が見つかり、新たに当時乗船していた同僚の氏名を思い出したので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B船舶、C船舶、D船舶の所有者であるA氏は死亡している上、申立船舶は既に廃業しており、申立期間当時の賃金台帳等の関係書類が無いことから、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等を確認することができないこと、ii) 適用船舶所有者名簿によると、B船舶は、昭和31年4月30日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できること、iii) 前述の船舶所有者の子は、「詳細はよくわからないが、B船舶には5人前後の申立人と同職種の乗務員が乗り込んでおり、陸に上がったからも仕事があったことを覚えているが、そのために船員保険ではなく厚生年金保険に加入させることはしていなかったと思う。」と供述しているところ、

事業所名簿から、申立船舶が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、iv) 当該船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は、申立期間前の昭和23年3月1日から24年12月28日までの期間及び27年9月12日から28年8月24日までの期間を確認できるのみで、申立期間中に申立人の氏名は無いこと、v) 前述の船員保険被保険者名簿から、船員保険の被保険者記録がある者について確認したところ、合計5回に渡って被保険者資格の取得及び喪失を繰り返していることから判断すると、事業主は、当該船舶に係る船員保険の被保険者記録について、ほぼ乗船するごとに加入させていたことがうかがえること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月30日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料納付を示す資料として新たに船員手帳を提出したが、同手帳には「昭和27年9月12日雇い入れ」、「昭和28年8月13日雇い止め」との記載が確認でき、当該記載内容は、B船舶に係る船員保険被保険者名簿における申立人の船員保険の被保険者記録と符合するが、申立期間に係る記載について確認することはできない。

また、申立人が新たに氏名を挙げた同僚に照会したところ、「申立人はB船舶には乗り組んでいたが、C船舶には乗り組んでいなかった。」と供述するのみで、申立期間について、申立人の勤務実態、及び船員保険料が給与から控除されていたことを裏付ける供述は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月 8 日から 54 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 3 月 4 日から同年 12 月 25 日まで

私は、申立期間①を含む昭和 53 年 5 月 8 日から 55 年 2 月 29 日までの期間、及び申立期間②において、A 社（現在は B 社）で、営業に係る業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録は、54 年 10 月 1 日から 55 年 3 月 1 日までの期間とされている。

私は、入社して間もない時期から会社の売りに貢献しており、給与も 20 万円以上支給されていたので、両申立期間においても、厚生年金保険に加入していたと思う。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社発行の証明書から、申立人は、申立期間①を含む昭和 53 年 5 月 8 日から 55 年 2 月 29 日までの期間及び申立期間②の一部である 58 年 3 月 14 日から同年 8 月 22 日までの期間において、当該事業所に在籍していたことが確認できるものの、申立期間②のうち、昭和 58 年 3 月 4 日から同年 3 月 13 日までの期間及び 58 年 8 月 23 日から同年 12 月 25 日までの期間については、申立事業所における在籍を確認することができない。

また、B 社は、「当時、当社では、主婦の方に空いた時間に気軽に働いていただくという考えから、従業員の雇用形態、勤務状況、報酬体系等は弾力的に運用されていたようだ。」と回答しているところ、申立人が同時期に勤務して

いたとする同じ職種の同僚について、当該同僚及びB社への照会結果に基づく在籍期間とA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者期間とを照合したところ、入社した時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致する者が確認できる一方、入社した時期から数ヵ月後に被保険者資格を取得している者、及び在籍はしていたものの厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者も認められることから判断すると、当該事業所は、申立期間当時、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の同僚のうち、入社した時期から約1年半後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「入社当初は仕事が続けられるか否か分からなかったので、私の夫の扶養に入っていた。厚生年金保険に加入していない期間は、当然、給与から保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人の夫の健康保険の被扶養者記録において、申立人の欄に「昭和54年10月1日就職 抹消」と記載されていることが確認できる上、申立人は、オンライン記録から、申立期間①の途中である昭和54年3月に国民年金に任意加入し、同年3月から同年9月までの期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間②については、雇用保険の被保険者記録が確認できないところ、B社は、「再入社に関しては、先の入社時と雇用条件が変わったのではないかと思われる。」としていることから、申立期間②のうち在籍が確認できる期間においても、当初の在籍期間とは異なる雇用形態であったことがうかがえる。

さらに、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。